地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想) の公募に係る質問回答

□ <i>k</i> ⁄- □	統田	
回答日	質問	回答
1月14日	配信拠点(教育センター)に新たにインターネット回線を	新たにインターネット回線を敷設することは設備環境の
	敷設するための費用、配信拠点のインターネット回線の使	整備に該当するため、受託者負担となります。
	用料は委託費の対象となりますか。	また、インターネット回線の使用料は、本事業終了後も継
		続して必要となる経費である観点から、委託費の対象外と
		します。
1月14日	配信拠点(教育センター)から配信するためには、遠隔授	他の業務回線と切り分けるためのスイッチ類については、
	業で使用する回線と他の業務用回線を切り分けるための	設備環境の整備に該当するため、受託者負担となります。
	スイッチ類が必要となるが、スイッチ類の調整費は委託費	
	の対象となりますか。	
1月14日	CIO(最高情報責任者)は複数人でも構いませんか。	CIOを複数人配置することを妨げるものではありませ
		んが、CIOの役割を踏まえ申請者において適切に判断し
		てください。
1月14日	CIOとしての人材を実際に委嘱又は非常勤として雇用	CIOは、質問事例集4のQ2に記載のとおり、CIOを
	することが難しく、適切な人材が確保できない場合、専門	民間会社に委託することは想定していません。
	業者との再委託契約によって対応可能な人材を確保する	
	ことは可能か。	
1月14日	遠隔授業の実践を広く県内に普及させるとともに、地域課	発表会開催に係るイベント運営用務については、雑役務費
	題解決等に関する探究的な学びについての成果発表の場	として処理してください。
	として、全県的な研究成果の発表・交流の場を設定したい	

	と考えている。この探究的な学びや遠隔授業成果発表及び	
	学習交流の企画・会場運営について、教師の働き方改革に	
	もつながるよう再委託によって実施することは可能か。	
1月14日	「学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化」に	公募要領2の4の(10)の④の(ii)に記載のとおり、地
	おける地域との連携・協働体制の構築において、担当教諭	域とのコーディネートを担当する人材や生徒と地域をつ
	等の学校関係者のみによって外部団体と体制構築を図る	なぐ人材として恒常的に必要となる経費(人件費、謝金、
	ことが非常に難しいことから、地域の財団等に学校と地域	旅費等)については、本事業による委託費の対象外として
	人材とのつなぎ役として調整等をお願いする再委託を行	います。
	うことは可能か。	
1月14日	「大型提示装置」には、電子黒板は含まれますか。	遠隔授業で活用するための大型提示装置の機能として、相
	大型提示装置には、コンテンツ提示用と相手校提示用があ	手側(配信側にあっては受信側、受信側にあっては配信側)
	りますが、本県ではコンテンツ提示用として電子黒板を利	の映像や資料等を提示することが可能であれば電子黒板
	用しています。	でも差し支えありません。
	電子黒板を「大型提示装置」として構いませんか。	
1月14日	配点表の項目ごとの合計点(網掛け部分)が一部合ってい	項目毎の合計点に一部誤りがありましたので訂正いたし
	ませんので、正しいものをご提示ください。	ます。
		3.CORE ネットワークを構成する高等学校等における取
		組 30点(訂正)
		4. 3ヶ年の調査研究計画 <u>190点(訂正)</u>
		7. 目標設定シート 30点(訂正)
		※修正した資料6をHPに掲載いたします。
1月14日	「教科・科目充実型」遠隔授業において、受信側を複数校	差し支えありません。
	にすることは可能でしょうか。	

1月14日	今回の事業において、「合同授業型」や「教師支援型」の遠	本調査研究事業は「教科・科目充実型」による遠隔授業を
	隔授業を行ってはいけないのでしょうか(配信側は教師の	対象としたものですが、調査研究事業に付随して、「合同
	みでしょうか)。	授業型」や「教師支援型」の遠隔授業に取り組んでいただ
		くことを妨げるものではありません。(本事業の経費の対
		象は、「教科・科目充実型」による遠隔授業の実施に係る
		経費としています。)
		なお、授業を配信する教室で当該学校の生徒が授業を受講
		していることも可能です。
		※「合同授業型」や「教師支援型」により遠隔授業を実施
		する科目については別紙様式3の添付資料②-2遠隔授
		業を行う教科・科目に関する資料の作成は不要です。
1月14日	質問事例集の7のQ2において、指導主事も受信校の教員	充て指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する
	に兼務発令すれば授業を担当することができる旨が記載	法律施行令第5条において、「当該公立学校の教員の職
	されていますが、充て指導主事も受信校の教員の兼務発令	を保有するが、教員の職務に従事しない」ことが規定さ
	をすることによって遠隔授業を担当して差し支えないで	れています。このため、充て指導主事が授業を担当する
	しょうか。	ことは想定していません。